

# 第2章

## 社会保険労務士について

- 1 社会保険労務士制度の沿革（概要）
- 2 登録状況
- 3 紛争解決手続代理業務試験の状況
- 4 社会保険労務士試験の状況

# I 社会保険労務士制度の沿革（概要）

## I. 社会保険労務士とは

社会保険労務士は、昭和43年6月3日に制定公布され、同年12月2日に施行された社会保険労務士法に基づく国家資格者である。

社会保険労務士制度は、労働および社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とするものである。社会保険労務士は、労働基準法、雇用保険法、健康保険法、国民年金法など、国民の生活と企業の事業運営に密接に関わる労働社会保険諸法令に精通した身近な専門家として、全国約45,000人が活躍している。

## II. 特定社会保険労務士とは

特定社労士は、労働問題の専門家である社労士が、厚生労働大臣が定める特別研修を修了し、国家試験である紛争解決手続代理業務試験に合格した後、社会保険労務士名簿に合格した旨の付記を受けたADRの専門家であり、全国約14,000人が活躍している。

豊富な経験と知識で事業主や労働者の相談に応じ、和解交渉の代理や和解契約締結の代理等を行うことにより、トラブルを解決に導く役割を担っている。

## III. 社会保険労務士制度の誕生

### ■ 戦後の産業・経済の著しい発展による社会的ニーズの向上

戦後の復興期に合わせて日本の雇用・労働体制が確立されるとともに、社会保障制度の整備が急ピッチで進められた。これに伴い、多様化した中小企業の労務管理への対応および社会保険に関する事務処理に専門的な知識・経験が必要とされるようになり、これらの事務を専門的に行う職業として誕生した。

### ■ 団体設立に向けた機運の高まり

一方で、これらの代行業務を請け負うにあたって著しく高額な報酬を求めたり、あるいは労働争議に不当に介入する者が現れ、「業界団体を結成し、自主的な規律の確立と資質の向上を図るべき」という機運が高まるようになった。こうした流れを受け、「労務管理士」、「社会保険士」が誕生した。

### ■ 社会保険労務士法の制定

その後、「労務管理士」と「社会保険士」は広く認知され、社会における重要度も増していくことになった。そのような動きを受け、両制度を併せて法制化する動きが活発となり、昭和43年6月3日に社労士法が公布され、同年12月2日に施行された。

### ■ 「都道府県社会保険労務士会」・「全国社会保険労務士会連合会」の設置

法制定当時は、(社)日本労務管理士協会、(社)日本社会保険士会を中心に、複数の団体が併存していたが、昭和53年5月、第1次社労士法改正が行われ、法定団体として、都道府県ごとの「社会保険労務士会」が設置されるとともに、連合組織として「全国社会保険労務士会連合会」が設置された。

#### IV. 社会保険労務士法改正の経緯

社労士法は、昭和53年の第1次法改正、昭和56年の第2次法改正、昭和61年の第3次法改正、平成5年の第4次法改正、平成10年の第5次法改正、平成14年の第6次法改正、平成17年の第7次法改正および平成26年の第8次法改正を経て、今日に至っている。

#### V. これまでの社会保険労務士法改正の概要

第1次法改正	
昭和53年5月20日公布 昭和53年9月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出代行業務の追加</li> <li>社労士会の設立等</li> <li>連合会の設立等</li> <li>社労士会及び連合会の行政機関への協力</li> </ul>
第2次法改正	
昭和56年6月2日公布 昭和57年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>社労士の職責の明確化</li> <li>提出代行事務の範囲の拡大</li> <li>申請等に関する付記の制度の新設</li> <li>社労士となる資格の要件の整備</li> <li>団体登録制への移行</li> <li>懲戒、罰則規定等の整備</li> <li>社労士会及び連合会の事務の範囲の拡大等</li> </ul>
第3次法改正	
昭和61年5月23日公布 昭和61年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務代理の新設</li> <li>勤務社労士に関する規定の整備</li> <li>研修受講等の努力義務化</li> </ul>
第4次法改正	
平成5年6月14日公布 平成6年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務内容の明確化</li> <li>登録即入会制への移行</li> </ul>
第5次法改正	
平成10年5月6日公布 平成10年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>社労士試験の試験事務の連合会への委託等</li> <li>事務代理等の範囲の拡大等</li> </ul>
第6次法改正	
平成14年11月27日公布 平成15年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん代理業務の追加等</li> <li>社労士試験の受験資格の緩和</li> <li>登録事項の整備等</li> <li>懲戒事由の通知に関する規定の追加等</li> <li>社労士の権利及び義務に関する規定の整備</li> <li>社労士法人制度の創設</li> <li>社労士会及び連合会の会則の記載事項の整備</li> <li>法人制度設立に伴う罰則の整備</li> </ul>
第7次法改正	
平成17年6月17日公布 平成18年3月1日及び 平成19年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争解決手続代理業務の拡大</li> <li>紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験</li> <li>労働争議不介入規定（法第23条）の削除</li> <li>社労士法人に関する規定の整備</li> </ul>
第8次法改正	
平成26年11月21日公布 平成27年4月1日及び 平成28年1月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引き上げ</li> <li>補佐人制度の創設</li> <li>社員が1人の社労士法人の設立に関する規定の整備</li> </ul>

## 2 登録状況

### I. 全国の社会保険労務士の登録者数の推移

1990年3月31日に17,433人であった社労士の登録者数は、毎年確実に増加しており、2023年3月31日現在の登録者数は、44,870人である。

2007年度からは新たに「特定社労士」の制度が設けられ、こちらも毎年確実に増加しており、2023年3月31日現在の登録者数は、14,101人である。

また、2002年の社労士法改正により、2003年から社労士法人の設立が認められ、さらに2014年の同法改正により2016年から社員が1人の社労士法人の設立が認められた。2023年3月31日現在の法人会員数は2,688（うち、社員が1人の社労士法人は1,290）となっている。

#### 年度末登録者数の推移

(単位：人)

年 度	開 業	法人の社員	勤 務 等	合 計	前年度比
2013	22,815	1,211	14,419	38,445	661
	(7,980)	(529)	(2,244)	(10,753)	(662)
2014	23,241	1,359	14,731	39,331	886
	(8,352)	(607)	(2,422)	(11,381)	(628)
2015	23,480	1,648	14,982	40,110	779
	(8,552)	(759)	(2,575)	(11,886)	(505)
2016	23,573	1,955	15,007	40,535	425
	(8,732)	(908)	(2,705)	(12,345)	(459)
2017	23,725	2,241	15,221	41,187	652
	(8,909)	(1,153)	(2,739)	(12,801)	(456)
2018	23,962	2,491	15,603	42,056	869
	(9,007)	(1,276)	(2,836)	(13,119)	(318)
2019	24,158	2,759	15,970	42,887	831
	(9,116)	(1,401)	(2,930)	(13,447)	(328)
2020	24,423	2,992	16,059	43,474	587
	(9,180)	(1,526)	(2,977)	(13,683)	(236)
2021	24,429	3,354	16,420	44,203	729
	(9,175)	(1,698)	(3,051)	(13,924)	(241)
2022	24,514	3,677	16,679	44,870	667
	(9,148)	(1,827)	(3,126)	(14,101)	(177)

※ ( ) 内は特定社会保険労務士数

#### 年度末法人会員数の推移

年 度	入会会員数	解散・廃止	法人会員数	
2013	73	12	660	
			主たる事務所 520	従たる事務所 140
2014	115	23	752	
			主たる事務所 584	従たる事務所 168
2015	220	12	960	
			主たる事務所 762	従たる事務所 198
2016	284	18	1,226	
			主たる事務所 991	従たる事務所 235
2017	277	32	1,471	
			主たる事務所 1,212	従たる事務所 259
2018	266	29	1,708	
			主たる事務所 1,411	従たる事務所 297
2019	260	34	1,934	
			主たる事務所 1,598	従たる事務所 336
2020	244	58	2,120	
			主たる事務所 1,766	従たる事務所 354
2021	323	38	2,405	
			主たる事務所 2,024	従たる事務所 381
2022	328	45	2,688	
			主たる事務所 2,267	従たる事務所 421

### 年度末登録者数の推移（グラフ）



## II. 社会保険労務士の年齢別・男女別構成

2023年3月31日現在の登録者の年齢別構成は、20歳代（0.4%）、30歳代（6.7%）、40歳代（26.0%）、50歳代（29.7%）、60歳代（21.8%）、70歳代（11.8%）、80歳代（3.2%）、90歳代以上（0.4%）となっており、50歳代の割合が最も多く、40歳代、60歳代と続いている。平均年齢は56.04歳、最年少は23歳、最年長が101歳となっている。

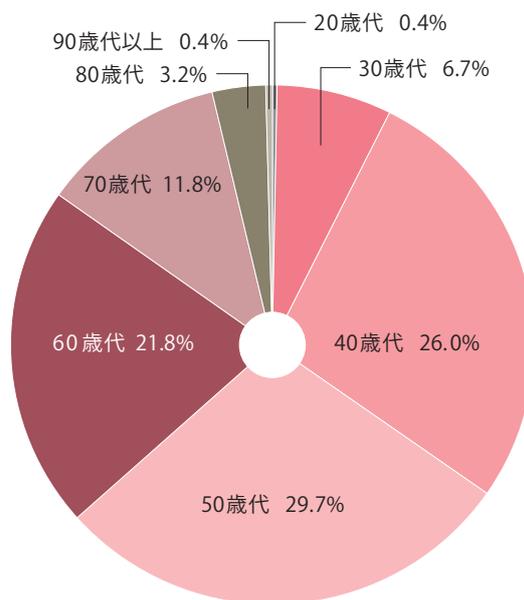
また、2023年3月31日現在の男女別構成は、男性が67.3%、女性が32.7%となっている。

### 各年度末における登録者の男女比の推移

年度	登録者数	男性	女性
2013	38,445	27,655 (71.9%)	10,790 (28.1%)
2014	39,331	28,056 (71.3%)	11,275 (28.7%)
2015	40,110	28,337 (70.6%)	11,773 (29.4%)
2016	40,535	28,562 (70.5%)	11,973 (29.5%)
2017	41,187	28,790 (69.9%)	12,397 (30.1%)
2018	42,056	29,146 (69.3%)	12,910 (30.7%)
2019	42,887	29,473 (68.7%)	13,414 (31.3%)
2020	43,474	29,693 (68.3%)	13,781 (31.7%)
2021	44,203	29,994 (67.9%)	14,209 (32.1%)
2022	44,870	30,217 (67.3%)	14,653 (32.7%)

※（ ）内は登録者に占める割合を表わす。

### 年齢別構成



（平均年齢 56.04 歳）

個人会員数推移 (2013-2017)

(単位：人)

	2013			2014			2015			2016			2017		
	開業	勤務等	計												
1 北海道	866	281	1,147	903	291	1,194	914	298	1,212	909	301	1,210	901	303	1,204
2 青森	159	41	200	164	39	203	158	40	198	158	40	198	162	45	207
3 岩手	132	43	175	134	46	180	131	49	180	138	53	191	143	57	200
4 宮城	347	156	503	362	156	518	374	156	530	376	158	534	380	159	539
5 秋田	129	38	167	135	37	172	137	34	171	139	34	173	139	34	173
6 山形	155	45	200	161	48	209	170	48	218	171	42	213	176	48	224
7 福島	255	54	309	260	50	310	265	51	316	257	59	316	270	57	327
8 茨城	358	109	467	360	116	476	383	107	490	379	114	493	382	108	490
9 栃木	281	59	340	287	54	341	291	57	348	289	57	346	290	62	352
10 群馬	352	212	564	354	219	573	366	219	585	363	222	585	376	210	586
11 埼玉	1,277	540	1,817	1,290	557	1,847	1,310	557	1,867	1,319	551	1,870	1,318	550	1,868
12 千葉	998	418	1,416	1,003	434	1,437	1,028	423	1,451	1,047	431	1,478	1,075	423	1,498
13 東京	4,278	4,938	9,216	4,431	5,060	9,491	4,534	5,218	9,752	4,679	5,294	9,973	4,824	5,435	10,259
14 神奈川	1,568	871	2,439	1,594	901	2,495	1,644	879	2,523	1,656	889	2,545	1,666	911	2,577
15 新潟	369	165	534	375	156	531	374	150	524	382	144	526	383	139	522
16 富山	172	101	273	180	94	274	185	99	284	184	102	286	190	99	289
17 石川	210	98	308	216	96	312	216	101	317	212	104	316	216	100	316
18 福井	190	67	257	189	68	257	188	72	260	194	62	256	195	63	258
19 山梨	145	28	173	145	29	174	146	32	178	145	30	175	148	29	177
20 長野	424	189	613	428	192	620	428	202	630	432	201	633	431	198	629
21 岐阜	356	200	556	363	208	571	367	209	576	367	206	573	367	210	577
22 静岡	687	296	983	706	301	1,007	702	316	1,018	710	311	1,021	712	314	1,026
23 愛知	1,554	839	2,393	1,590	866	2,456	1,634	877	2,511	1,649	900	2,549	1,658	941	2,599
24 三重	266	116	382	266	125	391	272	129	401	273	135	408	281	135	416
25 滋賀	223	140	363	229	141	370	229	133	362	239	128	367	247	114	361
26 京都	612	238	850	616	245	861	626	251	877	625	255	880	633	250	883
27 大阪	2,090	1,803	3,893	2,152	1,807	3,959	2,227	1,826	4,053	2,307	1,783	4,090	2,381	1,798	4,179
28 兵庫	1,081	502	1,583	1,093	525	1,618	1,115	513	1,628	1,148	487	1,635	1,173	490	1,663
29 奈良	237	91	328	234	93	327	230	97	327	223	92	315	224	91	315
30 和歌山	183	70	253	184	69	253	184	69	253	180	71	251	182	70	252
31 鳥取	90	47	137	90	42	132	89	41	130	97	36	133	106	31	137
32 島根	88	39	127	90	39	129	96	37	133	92	37	129	92	34	126
33 岡山	294	177	471	305	173	478	316	174	490	317	173	490	322	188	510
34 広島	636	156	792	649	143	792	661	140	801	663	131	794	660	144	804
35 山口	197	88	285	205	81	286	207	89	296	218	86	304	223	83	306
36 徳島	119	41	160	118	48	166	125	48	173	132	45	177	135	45	180
37 香川	213	65	278	212	74	286	207	76	283	207	78	285	209	75	284
38 愛媛	269	64	333	268	70	338	283	70	353	288	71	359	289	75	364
39 高知	105	66	171	107	66	173	109	66	175	110	68	178	111	72	183
40 福岡	883	477	1,360	933	485	1,418	967	498	1,465	994	506	1,500	1,011	506	1,517
41 佐賀	103	34	137	102	35	137	103	36	139	102	30	132	108	35	143
42 長崎	98	57	155	100	62	162	104	68	172	105	65	170	105	66	171
43 熊本	295	95	390	296	109	405	298	129	427	303	123	426	316	128	444
44 大分	177	66	243	180	66	246	178	73	251	180	74	254	184	75	259
45 宮崎	157	48	205	164	55	219	168	57	225	170	55	225	170	49	219
46 鹿児島	232	93	325	253	105	358	263	107	370	269	112	381	264	117	381
47 沖縄	116	58	174	124	55	179	126	61	187	131	61	192	138	55	193
合計	24,026	14,419	38,445	24,600	14,731	39,331	25,128	14,982	40,110	25,528	15,007	40,535	25,966	15,221	41,187

※開業は法人の社員を含む。

## 個人会員数推移（2018-2022）

（単位：人）

	2018			2019			2020			2021			2022		
	開業	勤務等	計												
1 北海道	916	332	1,248	923	336	1,259	932	353	1,285	934	368	1,302	952	368	1,320
2 青森	164	46	210	161	49	210	165	38	203	165	36	201	160	37	197
3 岩手	148	58	206	151	54	205	156	50	206	158	56	214	159	56	215
4 宮城	382	166	548	393	171	564	410	169	579	406	176	582	412	176	588
5 秋田	139	36	175	141	32	173	140	30	170	137	34	171	138	33	171
6 山形	182	47	229	179	46	225	184	43	227	186	45	231	186	50	236
7 福島	276	57	333	284	49	333	286	52	338	292	57	349	294	60	354
8 茨城	387	116	503	390	118	508	392	117	509	397	112	509	411	110	521
9 栃木	286	65	351	289	61	350	297	59	356	307	59	366	312	73	385
10 群馬	387	199	586	386	197	583	388	194	582	391	210	601	391	206	597
11 埼玉	1,336	570	1,906	1,355	586	1,941	1,386	582	1,968	1,374	589	1,963	1,382	587	1,969
12 千葉	1,085	455	1,540	1,109	457	1,566	1,142	469	1,611	1,152	481	1,633	1,169	485	1,654
13 東京	4,941	5,621	10,562	5,084	5,769	10,853	5,189	5,835	11,024	5,318	6,017	11,335	5,474	6,128	11,602
14 神奈川	1,713	931	2,644	1,738	955	2,693	1,764	961	2,725	1,771	1,006	2,777	1,800	1,009	2,809
15 新潟	389	145	534	383	150	533	387	155	542	396	151	547	395	153	548
16 富山	199	97	296	203	99	302	204	105	309	202	101	303	203	108	311
17 石川	214	103	317	215	107	322	220	108	328	221	117	338	222	121	343
18 福井	190	65	255	199	60	259	197	60	257	198	60	258	199	63	262
19 山梨	148	30	178	147	33	180	153	34	187	154	37	191	157	40	197
20 長野	432	200	632	432	191	623	426	207	633	428	209	637	424	202	626
21 岐阜	367	217	584	367	222	589	367	211	578	371	206	577	383	212	595
22 静岡	722	305	1,027	738	310	1,048	743	309	1,052	751	320	1,071	758	321	1,079
23 愛知	1,695	936	2,631	1,724	976	2,700	1,771	985	2,756	1,806	992	2,798	1,842	1,022	2,864
24 三重	281	137	418	294	137	431	294	137	431	298	140	438	296	151	447
25 滋賀	256	116	372	260	121	381	266	115	381	267	119	386	272	125	397
26 京都	633	252	885	657	254	911	679	246	925	686	242	928	686	245	931
27 大阪	2,434	1,830	4,264	2,461	1,903	4,364	2,534	1,913	4,447	2,555	1,956	4,511	2,595	1,955	4,550
28 兵庫	1,202	496	1,698	1,201	519	1,720	1,208	519	1,727	1,253	526	1,779	1,258	540	1,798
29 奈良	225	95	320	236	98	334	231	104	335	235	97	332	244	101	345
30 和歌山	186	64	250	190	62	252	192	61	253	190	55	245	190	56	246
31 鳥取	109	28	137	104	35	139	102	35	137	105	28	133	103	33	136
32 島根	91	35	126	93	38	131	96	42	138	97	44	141	101	42	143
33 岡山	334	190	524	340	189	529	343	191	534	345	205	550	347	204	551
34 広島	666	149	815	678	154	832	685	155	840	694	155	849	694	153	847
35 山口	221	89	310	225	84	309	227	77	304	231	73	304	231	78	309
36 徳島	136	48	184	138	46	184	141	45	186	139	43	182	135	42	177
37 香川	209	75	284	212	78	290	218	72	290	219	70	289	221	66	287
38 愛媛	288	75	363	291	69	360	288	74	362	282	76	358	284	86	370
39 高知	112	74	186	114	69	183	121	66	187	132	64	196	131	64	195
40 福岡	1,047	524	1,571	1,081	547	1,628	1,102	545	1,647	1,127	547	1,674	1,145	575	1,720
41 佐賀	108	33	141	113	33	146	118	34	152	117	35	152	117	34	151
42 長崎	109	67	176	116	65	181	123	65	188	122	71	193	133	70	203
43 熊本	321	130	451	323	135	458	327	140	467	337	135	472	340	129	469
44 大分	189	77	266	191	75	266	199	70	269	202	69	271	202	71	273
45 宮崎	185	44	229	188	46	234	184	47	231	186	49	235	180	51	231
46 鹿児島	272	126	398	276	133	409	285	126	411	291	127	418	299	126	425
47 沖縄	141	52	193	144	52	196	153	54	207	158	55	213	164	62	226
合計	26,453	15,603	42,056	26,917	15,970	42,887	27,415	16,059	43,474	27,783	16,420	44,203	28,191	16,679	44,870

※開業は法人の社員を含む。

## 3 紛争解決手続代理業務試験の状況

### I. 特別研修

第7次社労士法改正によって、新たに紛争解決手続代理業務を行うことができるようになった。当該業務を行うには、それに必要な学識および実務能力に関する研修である「特別研修」を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格後、社労士の登録に付記を受けることが義務付けられた。

特別研修は、2006年度から47都道府県会において実施されている。中央発信講義、グループ研修、ゼミナールの3つの方式で構成し、研修の総時間数は63.5時間とされた。

中央発信講義については、研修内容の理解度向上を図るために、2020年度からeラーニング方式を導入し、受講者がいつでもどこでも何度でも講義を視聴できる環境を整備した。

#### 1. 中央発信講義（30.5時間）

個別労働関係紛争に関する法令および実務に関する研修として、憲法を基本とする法体系のなかで、個別労働関係法の制度および理論を理解し、また、個別労働関係紛争解決手続代理業務における倫理を確立するため、以下の科目について講義を行う。

- ①特定社労士の果たす役割と職責
- ②専門家の責任と倫理
- ③憲法（基本的人権に係るもの）
- ④民法（契約法、不法行為法の基本法則に係るもの）
- ⑤労使関係法
- ⑥労働契約・労働条件
- ⑦個別労働関係法制に関する専門知識
- ⑧個別労働関係紛争解決制度

#### 2. グループ研修（18時間）

個別労働関係紛争における書面（申請書および答弁書）の作成に関する研修として、特定社労士がリーダーとなり、受講者が10人程度のグループを構成して行う研修。ゼミナールで行うケース・スタディーを中心に、申請書および答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術および代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

#### 3. ゼミナール（15時間）

代理業務を行う上での実践的な能力を涵養することを目的として、個別労働関係紛争の解決のための手続に関する研修を行う。ケース・スタディーを中心に申請書および答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術および代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

### 受講者数等の推移

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受講者数	857人	838人	881人	686人	602人	672人	649人	649人	779人	628人
修了者数	837人	824人	855人	662人	585人	649人	624人	570人	700人	583人
修了率	97.67%	98.33%	97.05%	96.50%	97.18%	96.58%	96.15%	87.83%	89.86%	92.83%

## II. 紛争解決手続代理業務試験

紛争解決手続代理業務試験は、社労士法第13条の3第1項の規定に基づいて実施されるものである。2006年度に年2回試験を実施した以外は、年1回の実施であり、2022年度までの総受験者数は、28,023人、総合格者数は、18,119人、平均合格率は64.66%となっている。

### 1. 受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

紛争解決手続代理業務試験の受験資格は、社労士であり、かつ、連合会が実施する特別研修の修了者（修了見込者を含む。）であるため、年度による受験申込者数の大幅な増減は見られない。2017年度以降は概ね900人台で推移している。試験地については、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県の12試験地で実施してきたが、受験申込者数が安定してきたこともあり、2016年度から試験地を7か所に統合し、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県とした。

なお、2022年度は、受験申込者数934人、受験者数は901人となり前年より減少したが、合格率は3.26%増加し、53.05%となった。

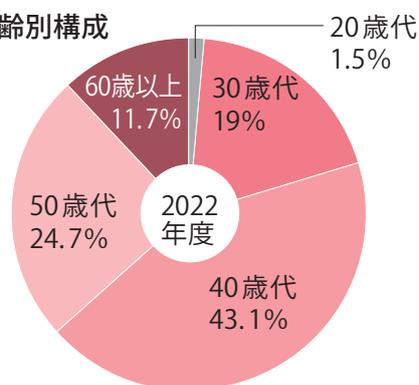
#### 受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受験申込者数	1,299人	1,164人	1,211人	1,060人	932人	959人	935人	916人	990人	934人
受験者数	1,270人	1,139人	1,175人	1,019人	890人	911人	905人	850人	950人	901人
合格者数	837人	710人	656人	647人	510人	567人	490人	526人	473人	478人
合格率	65.91%	62.34%	55.83%	63.49%	57.30%	62.24%	54.14%	61.88%	49.79%	53.05%

### 2. 合格者の年齢別構成、男女比構成の推移

合格者の年齢別構成について、2011年度以降30歳代、40歳代が全体の約60%を占めている。2022年度においては30歳代、40歳代がともに約1%増となったが、20歳代は前年比0.6%減の1.5%に、50歳代は1.1%減少し24.7%となった。また、合格者の男女比については、過去10年において概ね男性が約60%、女性が40%となっている。

合格者の年齢別構成



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
20歳代	2.0%	2.7%	1.8%	1.8%	2.5%	1.6%	1.6%	1.3%	2.1%	1.5%
30歳代	28.3%	28.7%	26.8%	24.4%	20.6%	21.5%	24.1%	15.4%	17.8%	19%
40歳代	35.0%	32.3%	33.1%	42.2%	37.5%	39.2%	40.8%	41.3%	41.2%	43.1%
50歳代	20.8%	22.8%	23.5%	20.6%	24.7%	25.4%	19.8%	28.5%	25.8%	24.7%
60歳以上	13.9%	13.5%	14.8%	11.0%	14.7%	12.3%	13.7%	13.5%	13.1%	11.7%

#### 合格者の男女別構成

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
男	67.6%	67.0%	66.3%	59.7%	64.3%	62.8%	59.6%	58.4%	59.2%	57.1%
女	32.4%	33.0%	33.7%	40.3%	35.7%	37.2%	40.4%	41.6%	40.8%	42.9%

## 4 社会保険労務士試験の状況

### I. 社会保険労務士試験の実施

連合会は、2000年度社会保険労務士試験（以下「社労士試験」という。）から厚生労働省の委託を受け、社労士試験事務（合否判定に係る事務を除く。）を行っている。主な試験事務は、試験会場の決定、受験案内の作製・配布、受験申込書の受付、受験票の交付、試験当日の会場運営、合格証書の交付など広範囲にわたる。

2000年度の受託当時は、北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の18試験地での実施であったが、受験者の増加に伴い、2002年度社労士試験から岡山県を試験地に加え19試験地で実施している。

また、2022年度から書面による受験申込みに加え、インターネットによる受験申込みを開始するとともに、合格発表日をこれまでの11月上旬から1か月繰り上げ10月上旬とした。

### II. 受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

2000年度、受託して最初の年の受験申込者数は、50,689人であった。その後、毎年増加を続け、2010年度には過去最高となる70,648人の受験申込みがあった。

しかし、2010年度をピークにその後減少傾向が続き、2016年度は51,953人、2017年度には5万人を割り49,902人となり、その後、2020年度までほぼ横ばい状態であったが、2021年度は50,433人、2022年度は52,251人となり増加傾向が続いている。

受験者数も2010年度に過去最高の55,445人をピークに減少傾向となり、特に2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響による自粛等により、大きく減少している。2022年度も引き続きコロナ禍のなかでの実施ではあったが、受験者数は増加している。

合格率は、2010年度から2014年度は5～9%台で推移していたが、2015年度は、2.6%となり過去最も低い合格率となった。2017年度以降は、6～7%台で推移していたが、2022年度は、5.3%となり2017年度以降では最も低い合格率となった。

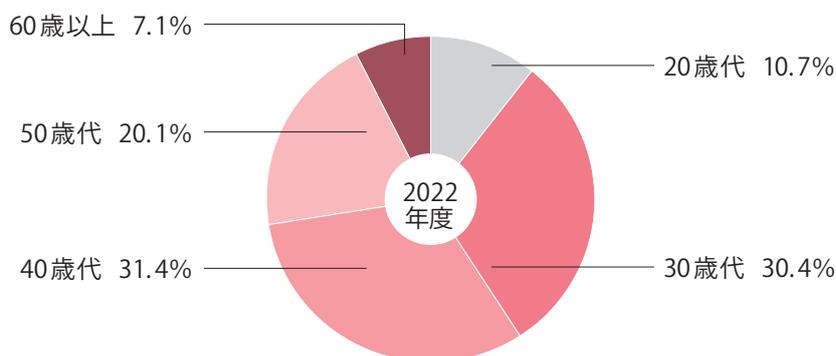
#### 受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受験申込者数	63,640人	57,199人	52,612人	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人	49,250人	50,433人	52,251人
受験者数	49,292人	44,546人	40,712人	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人	34,845人	37,306人	40,633人
合格者数	2,666人	4,156人	1,051人	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人	2,237人	2,937人	2,134人
合格率	5.4%	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%

### Ⅲ. 合格者の年齢別構成

合格者の年齢別構成については、直近において30歳代、40歳代が全体の6割を占めている。20歳代は、2010年度の15.6%をピークに微減し、2022年度は10.7%となった。一方、50歳代は、2010年度以降微増し、2022年度は20.1%となった。

#### 合格者の年齢別構成

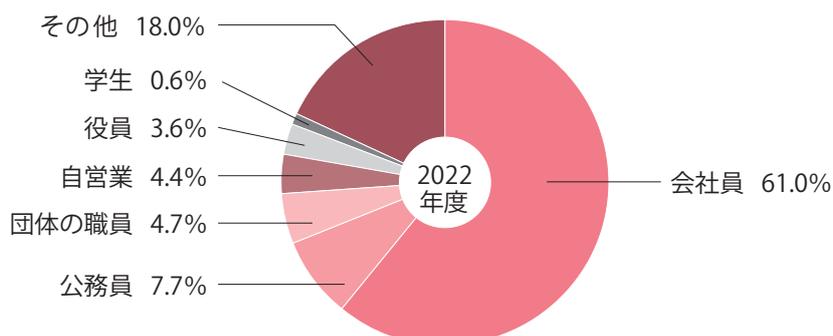


	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
20歳代	11.8%	11.1%	9.6%	9.1%	10.0%	9.2%	8.2%	12.3%	12.8%	10.7%
30歳代	40.7%	35.8%	32.5%	31.4%	30.7%	29.5%	33.1%	30.1%	35.6%	30.4%
40歳代	28.5%	28.5%	30.9%	32.3%	31.2%	32.8%	31.5%	30.1%	28.5%	31.4%
50歳代	13.3%	17.9%	18.0%	18.8%	19.6%	19.2%	18.8%	18.7%	16.9%	20.1%
60歳以上	5.7%	6.7%	9.0%	8.4%	8.5%	9.3%	8.4%	8.8%	6.2%	7.1%
最年少者	19歳	20歳	21歳	20歳	17歳	20歳	20歳	20歳	20歳	20歳
最高齢者	76歳	79歳	77歳	79歳	74歳	84歳	75歳	78歳	73歳	75歳

### Ⅳ. 合格者の職業別構成

合格者の職業別構成については、会社員が半数以上を占めている。直近では、会社員のほか、公務員、団体の職員、自営業、役員が大半を占めている。一方、学生の割合が比較的少ないのは、受験資格を満たす要件が限定的であり、卒業後の方が受験資格を満たしやすいことが要因の一つとして考えられる。

#### 合格者の職業別構成



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
会社員	53.3%	55.3%	51.3%	54.9%	59.1%	57.4%	58.9%	58.4%	60.4%	61.0%
公務員	5.4%	6.8%	8.5%	6.6%	5.9%	6.2%	7.7%	8.1%	7.8%	7.7%
団体の職員	4.6%	4.4%	4.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.2%	4.0%	5.6%	4.7%
自営業	3.5%	3.8%	4.4%	4.5%	5.8%	5.2%	4.3%	4.8%	4.2%	4.4%
役員	2.0%	2.4%	2.6%	2.1%	2.4%	3.1%	3.1%	3.0%	3.4%	3.6%
学生	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.1%	0.6%
その他	30.6%	26.6%	27.9%	26.0%	21.1%	22.3%	20.3%	20.7%	17.5%	18.0%

## V. 合格者の男女別構成

合格者の男女別構成について、男女の割合は概ね男性6割、女性4割で推移しており、他の士業と比べて女性の割合が大きい点が特徴的であると考えられる。

### 合格者の男女別構成

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
男	64.3%	64.3%	67.2%	66.1%	63.8%	65.1%	64.3%	64.0%	61.7%	61.9%
女	35.7%	35.7%	32.8%	33.9%	36.2%	34.9%	35.7%	36.0%	38.3%	38.1%